

## 随意契約理由書

- 1 案件名称  
大阪市都島センタービル清掃業務委託
- 2 契約の相手方  
関電ファシリティーズ株式会社
- 3 随意契約理由  
大阪市都島センタービルの維持管理に関する協定書に基づき、独立行政法人大阪市民病院機構の選定した同社と随意契約を行う必要があるため。
- 4 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
- 5 担当部署  
都島区役所 総務課（庶務） （電話番号 06-6882-9625）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和3年度都島区民まつり業務委託

### 2 契約の相手方

一般財団法人大阪市コミュニティ協会

### 3 随意契約理由

本事業は、区民まつりについて区民等と協働実施することを条件としており、イベントの作り手として広く区民等が参画できるしくみの構築を求めることから、定型の仕様を用いた価格競争ではなく、企画提案方式を採用することがより優れた成果が期待できるため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、一般財団法人大阪市コミュニティ協会について、契約相手方として適当であるとのことであったため、その意見を踏まえ、一般財団法人大阪市コミュニティ協会と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都島区まちづくり推進課（電話番号：06-6882-9734）

## 随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度都島区地域コミュニティ支援業務委託

2 契約の相手方

株式会社KEGキャリア・アカデミー

3 随意契約理由

本業務は、民間事業者の柔軟な立場から、地域との連携・協働のための橋渡しを担う中間支援組織の役割が重要であることから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において、意見を聴取した結果、株式会社KEGキャリア・アカデミーについて、契約相手方として適当であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社KEGキャリア・アカデミーと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

都島区役所 まちづくり推進課（電話番号 06-6882-9734）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

都島区地域福祉コーディネーター及び地域子育て連絡員業務委託

### 2 契約の相手方

社会福祉法人 大阪市都島区社会福祉協議会

### 3 随意契約理由

本事業のうち、地域福祉コーディネーター事業については、区内9小学校区にある福祉会館等を拠点に、地域事情に精通した人材をコーディネーターとして配置することにより、地域で起こる様々な福祉課題に、より身近なところに対応できる体制の構築を目指し、平成25年度から実施してきた事業であり、各地域の関係機関・専門機関との連携により、福祉コミュニティの促進を図ることとしている。また、地域子育て連絡員業務については令和2年度から実施しており、地域子育て連絡員を配置することにより、支援を要する保護者や子どもの相談窓口になるとともに、日常的な状況把握を元に子育て支援室と連携し児童虐待の防止を図ることとしている。

事業実施に当たっては、地域の福祉課題を把握し、行政と地域との中間支援機能を有することや、福祉分野における専門的な知識やノウハウが求められる。

都島区社会福祉協議会は、上記の要件を満たすとともに、平成26年4月、当区との間に「地域福祉活動の支援にかかる連携協定書」を締結し、都島区における地域福祉を推進するため、相互に役割を分担して、連携・協働することとしている。

また、これまで地域福祉コーディネーター事業については、要援護者名簿の管理や整備、地域の協力者と連携した見守り活動等、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」の側面的支援も担ってきた。地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業は、福祉局が同協議会に事業委託契約を結んでいることから、当区が行う地域福祉コーディネーター及び地域子育て連絡員による地域への支援とは連携して実施していく必要がある。

また、令和2年度より配置している地域子育て連絡員においても、地域に根差した支援者として地域福祉コーディネーターと同様に福祉及び地域事情に精通した人材が必要であり、地域における日常的な視点から重大な児童虐待のゼロに向けた取組みを行うためにも、これまで地域福祉コーディネーター事業を実施してきた同協議会との契約が望ましい。

地域事情に詳しく、地域福祉の分野で、各地域の核となる人材を確保した上で、行政の役割を補完しつつ、専門的な指導を行える事業者は他に存在せず、「地域福祉の推進」に区役所とともに、連携・協働を行ってきた経験と実績を有する唯一の団体であるといえるため、都島区社会福祉協議会を本事業の委託先として指定する。

### 4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市都島区役所保健福祉課（電話番号06-6882-9857）

## 随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度都島区小学生サポート事業業務委託

2 契約の相手方

株式会社KEGキャリア・アカデミー

3 随意契約理由

本事業は、経済面や家庭環境に課題を抱える小学生をサポートするため、学習支援・悩み相談を行う居場所を区内9地域に開設し、基礎学力向上のほか、生活面における不安解消にも取り組むことで、子どもを支える環境の充実に努めることを目的として実施するものである。

本業務の実施に当たっては、児童の学習指導、悩み相談に関し、高度で専門的な技術力が求められるところであり、広く企画提案を受け、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法を採用することが望ましいため、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、株式会社KEGキャリア・アカデミーの評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社KEGキャリア・アカデミーと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市都島区役所 保健福祉課（こども教育）（電話番号 06-6882-9889）